

フランス社会の変容と民法典改正

ミシェル・グリマルディ (Michel Grimaldi)

大島 梨沙 (訳)

1. フランス社会の変容の大きさ この数十年間にフランス社会が経験した変容は、深く、かつ、多様なものです。それについては5つのカテゴリーを識別することができ、それらは互いに交錯するものになっています。

まず、人口動態上の変容を挙げることができます。都市の発達と農村部の過疎化の結果として、フランス社会は都市社会になりました。また、ヨーロッパにおいて出生率が最も高い国の1つであるにもかかわらず、人の寿命が延び続けることによって、今日のフランス社会は高齢化社会にもなっています。このようにして、個人は、以前よりも社会において孤立することが多くなります。孤独の度合いは、農村部よりも都市において、青年期よりも老年期において、大きいからです。

次に、政治的変容があります。フランスは、以前よりも主権国である度合いが弱くなっており、つまり、自らの主人である度合いが弱くなっています。フランスは、今日では、周辺諸国、さらには遠く離れた国々にさえも多くを依存するようになっているのです。一方で、フランスは、欧州連合 (EU) の構成国です。EU の中では、(たしかに順調にというわけではないにしても、) ヨーロッパ統合が継続的に進められています。この動きは、ユーロという単一通貨が出現したり、国境におけるコントロールがなくなったりしたことで、市民にも実感できるものになってきました。他方で、フランスは、世界化 (mondialisation) やグローバリゼーション (globalisation) の流れに巻き込まれつつあります。これらの動きの結果、今後は、多くの問題が地球規模で生じ、地球規模で解決されることになるでしょう。

さらに、経済的な変容も挙げることができます。フランス社会は、ポスト産業社会です。それは、非物質が重要性を持つ社会で、知的創造やサービスとりわけ情報関連サービスがますます重要な位置を占めるようになっていきます。他方で、フランスは、貯蓄率が他の国よりもかなり高いとはいえ、消費社会です。消費社会の市民は、広告に惹きつけられ、クレジットの供給機関の誘惑に負けて、あらゆる種類の財を購入しますが、それらの大多数はすぐに時代遅れになり、そのために、市民は借金を負うこととなります。

さらに、法的変容があります。フランス社会は、著しく法化 (juridiciser) されてきています。法が社会で増殖しているのです。伝統的法源の量は、かつてないほど多くなり、法律のインフレーション状態は、ジャン・カルボニエが「第5共和政下での法への熱狂」¹を語りえたほどです。大胆な判例も、その数を増しています²。そのうえ、(伝統的法源に加えて、) 新しい法源が現れています。国内レベルでは憲法院の判例、ヨーロッパレベルではEUのおびただしいテキストや欧州人権条約を敷衍することで導かれるテキストがそれに当たります。また、ルクセンブルクにある欧州共同体司法裁判所の判例、ストラスブールにある欧州人権裁判所の判例もそれに付け加えるべきでしょう。

最後に、イデオロギー的、道徳的、精神的な変容を挙げることができます。フランス社会は、個人主義的で物質主義的な社会に大きく変化しました。そこでは、各人は、自己の欲望や個人的便宜の充足を求めており、それらにブレーキをかける社会的拘束に我慢できなくなっています。この背景には、20世紀末に快樂主義が広範に見られるようになり、人権および基本的自由というイデオロギーが支配的になり、自己を超えたものを見るよう個人に促していた宗教や道徳が衰退してきたなどの変化があります。

¹ V. J. Carbonnier, *Droit et passion du droit sous la V^e république*, Flammarion, 1996.

² 例示的に、濫用的であると判断した条項を裁判官が書かれていないものとみなすことを破毀院が承認した判決 (Cass. 1^{re} civ., 14 mai 1991 : Bull. I, n° 153) や、契約当事者の一方に債務不履行がある場合に、他方当事者が一方的に契約を解除しうることを破毀院が認めた判決 (Cass. 1^{re} civ., 13 octobre 1998 : Bull. I, n° 300) などを挙げるができる。

2. 法秩序全体の中での民法典の位置に対する影響 これらの変容には、きわめて大きな重要性が認められます。そこで、これらの変容によって引き起こされることになった民法典の諸改正について検討する前に、このような変容のうちの一定のもの、とりわけ法的な変容が、法秩序全体の中での民法典の位置そのものを脅かす性質のものではないだろうかという問題を検討することにします。

一方で、テキストが増殖し、判例が豊穡なものとなり、その結果、民法の拡散状況が出現することになりました。民法 (droit civil) は、かつては民法典 (le Code civil) の中にすべて (あるいはほぼすべて) 含まれていました。これに対して、今日では、民法は、広く消費法典や公衆衛生法典のような他の法典にも含まれ、あるいは、建物の区分所有に関する1965年7月10日の法律や、情報処理および自由に関する1978年1月6日の法律といった法典化されていない法律にも含まれ、あるいは法務官法的な重要判例にも含まれているのです。他方で、民法の法源の国際化が生じ、それは、国際条約に法律に優越する価値が認められている³ことと結びついて、民法典の諸規定をリスクに晒します。すなわち、ある国際条約規定違反、とりわけ、欧州人権裁判所が非常に拡張的な解釈をしていることで知られる⁴欧州人権条約の規定違反を理由として、フランス国内の裁判官によって、フランス民法典の規定が無効化されるというリスクです。

したがって、民法典にとって二重のリスクがあることとなります。1つは、民法典と同じ価値を持つ法文が民法典の外部に氾濫するというリスク

³ 国際条約に国内立法を超える価値が認められることは、司法裁判所裁判官 (juge judiciaire) すなわち破毀院によっても (Cass. ch. Mixte, 24 mai 1975, *Jacques Vabre* : D. 1975.497, concl. Touffait)、行政裁判所裁判官 (juge administratif) すなわちコンセイユ・デタによっても (CE, 20 octobre 1989, *Nicolo* : D. 1990.135, note Sabourin)、承認された。

⁴ たとえば、欧州人権裁判所は、所有権を保護する第1議定書1条に、奇妙な解釈を与えた。つまり、姦生子の請求に基づいて、フランスの裁判所が、姦生子を相続上劣位においていた民法典の規定を無力化することを認めたのである (欧州人権裁判所の判決として、C.E.D.H., 1^{er} février 2000, *Mazurek* : D. 2000.332, note J. Thierry, フランス国内判決として、CA Paris, 23 octobre 2001 : LPA 3 octobre 2002, note J. Massip)。

であり、他の1つは、民法典よりも優越的価値を持つ法文によって民法典が弱められるというリスクです。ただし、実際には、それらのリスクは、誇張されるべきではありません。

民法典の外側で法文が氾濫するリスクについて言えば、民法典改正事業の進め方を見ると、民法典は、一貫して、フランスの民事憲法（constitution civile）を構成する基本的なルールが挙示され、調整される場であり続けています。この点に関しては、すでに実現した担保法改正や、現在計画中の財産の法の改正が、示唆的です。これらが、すべての特別な担保（たとえば、知的財産に設定される質権など）や、建物区分所有制度のすべてを民法典に改めて取り込もうとしたとするならば、それは不用意と言わざるをえなかったでしょう。そのようにした場合には、一定の法典（たとえば知的所有権法典）を解体することになったでしょうし、民法典にその居場所を見つけるにはあまりに技術的な諸規定（たとえば、建物区分所有の法的内容を形成する規定の大部分）によって民法典を不明瞭にしてしまうことになったでしょう。民法典は、フランスの伝統に従って、民法における様々な区別や諸々のカテゴリーを明らかにするような法典であり続けることが望ましいと判断されました。民法典は、一般的ルールを表明し、秩序づけ、必要がある場合には個別的に法律や法典の参照を求めるものとされています。つまり、民法典は、一般法（droit commun）を表明する法典であり続けているのです。

ヨーロッパレベルでの法秩序構築の必然的結果といえる不安定化のリスクについては、条約違反、とりわけ欧州人権条約違反を理由としてその効力を否定された民法典の規定は、結局のところ、数えるほどしかないということを指摘することができます。さらに、欧州人権裁判所については、2つのことを期待することができます。1つは、多くの論者によって求められていることですが、欧州人権条約に明示的に認められている規定から派生するものとして新しい権利を継続的に発見していき、欧州人権条約を過度に一般化するのを止めることです。もう1つは、構成国それぞれの民法典に書き込まれる行為規範がそれぞれの文化的多様性を反映すること

ができるように、十分な裁量の余地を構成国に認めることです⁵。

以上から、フランスの法秩序全体の中での民法典の位置については、それが脅かされないかと心配する必要はないといえます。

3. フランス民法典の漸進的な改正 しかし、民法典がフランスの法秩序における位置を全体として維持しているとしても、先ほど概要を述べたフランス社会の変容によって、民法典改正を避けることはできなくなりました。現代のフランス社会は、19世紀初頭のフランス社会と根本的に異なるものになっています。そうであれば、1804年に起草された規範の支配下で、フランス市民がどうやって生きていくことができるでしょうか。フランス社会の変容を無視するのであれば、民法典は、もはや、ナポレオンが望んだようなフランス人の民法典ではなくなります。しかし、全面改正を遂行したケベックやオランダのような国とは逆に、また全体に手直しを加えたドイツなどの一定の国とも違って、フランスは、少しずつ順番に改正を実現していく道を選択しました。1960年代に開始されたフランス民法典改正事業は、絶えず続けられていますが、いまだ改正に至っていない部分が残っているのです。

そのような次第で、本報告においては、すでに実現した改正だけでなく、現在準備されている改正についても考察することにします。つまり、人の法、家族法、夫婦財産法、相続法、無償譲与（恵与）法、担保法の領域においてすでに実現した改正だけでなく、債務法、民事責任法、財産の法に関する改正準備草案に含まれる改正構想についても扱うことにします。

これらのすでに実現した改正や準備中の改正構想は、フランス社会の社会的変容をどのように反映しているのでしょうか。まず、市民の個人としての生活と家族としての生活（Ⅰ）を、次に、市民の経済的生活（Ⅱ）を検討することによって、それを述べることにしましょう。

⁵ Ph. Rémy, *Cent ans de chroniques*, in *Un siècle de Revue trimestrielle de droit civil*, RTD civ. 2002.665, *in fine* : レミィ教授は、基本権を「民法化（civiliser）」することを勧めている。

I. 個人としての生活・家族としての生活

4. **すでに実現した改正の規模** 人〔の法〕と家族〔の法〕は、ここ数十年來、諸改正の対象となり、今日ではもはや1804年の民法典とは全く異なるものとなっています。

人 (personne) は、孤立した存在として、換言すれば家族関係における個人とは異なる存在として位置づけられたため、1804年の民法典は、人について僅かの規定しか置きませんでした。すべての者について住所の制度が、失踪者について生死不明 (l'absence) の制度が、精神障害者や知的障害者について無能力の制度が置かれたに過ぎなかったのです⁶。今日では、物事が大きく変化しました。第一に、民法典は、その対象が全く新しい一連の規定を含むようになりました。すなわち、人体に関する規定や、人格権に関する規定です。その多くは、医学的・生物学的発達（臓器や人体派生物の提供、DNA 検査・鑑定、生殖補助医療など）によって生じた実践を枠付けるために、あるいは、新しい複製手段や新しいコミュニケーション手段の使用（たとえば写真。それは瞬間性をもつがために、画像 (image) の窃盗という絵画では決して起こりえなかったことが可能になる）から私生活〔プライバシー〕を守るために、民法典に規定されることになりました。第二に、1804年にすでに規定されていた事項について見れば、生死不明制度は、改正によってもその基本的側面が変更されることはなかったのですが、無能力者制度は、抜本的に改められました。その理由は単純で、改正後の無能力者制度における保護の対象が、多くの場合、高齢者になったからです。

家族については、1804年の民法典によってどのような家族モデルが奨励されたかは、周知のことでしょう。フランス革命は、自由と平等の理想に燃え、絶対的自由主義と平等主義に基づく過激な立法によって家族を解体しようとしていました。しかし、革命後、ナポレオンは、自分の民法典によって家族内の秩序を回復しようとしたのです。ナポレオンは、その目的を、家族に対して、拘束的で階層化された構造を付与することによって達成し

⁶ たしかに、未成年者も無能力者とされるが、その法的地位は、家族法の構成要素である。

ました。そこでの家族は、ほとんど解消不可能な婚姻⁷にその基礎を置き、夫および父という二重の資格をもった男性の絶対的権力の下に置かれたのです。ところで、以上のすべてについて、今日ではもはや何も残っていません。男性の絶対的権力のすべては、1965年（夫婦財産制改正）から2006年（相続と無償譲与の改正）に至るほぼ40年の間に、段階的な一連の法律に基づく改正によって、奪い取られたのです。

加えて、人についてであれ家族についてであれ、先ほど述べたことを確認することができます。すなわち、民法典は、もはやそれだけで法制度の全体をカバーするものではなくなくなっています。他の法典や法典化されていない重要な法律もまた参照しなければならないのです。このことは、とりわけ「人」について当てはまります。たとえば、公衆衛生法典の中に、死の定義、患者の権利の肯定、生殖補助医療の規制等を見出すことができるからです。また、情報処理および自由に関する法律は、法典ではないものの重要法律であって何度も改正されているのですが、そこには、各人が、個人的データに関して、情報の扱いに異議を述べることができる権利を見出すことができます。そして、家族法の基本的な部分はたしかに民法典に置かれているのですが、注目すべき例外がないわけではありません。たとえば、養子法は、「家族・社会的扶助法典」にその一部が存在します。それでもやはり、すでに述べましたように、基本となる諸原則が単純明快な文体で定式化されているのは民法典であることに変わりはありません。たとえば、人体が法的取引の外に置かれるという原則は、民法典中に存在するのです（民法典第16-1条第3項「人体、その構成物、その派生物は、財産権 (un droit patrimonial) の対象となりえない」）。

5. **諸改正の精神** 以上でこの間の改正の規模の大きさを測定したわけですが、その上で取り組むべき課題は、その精神を明確にすることです。これは、本質的な重要性をもちます。この点に関して指摘しうるのは、人の法と家族の法を再編した民法典の諸改正は、個人主義の強い圧力によって特徴づけられるものではあるのですが、そこには同時に、一般利益の考慮も含まれているということです。要するに、個人主義の願望の充足 (A) は、その上位の利益の保全にその限界を見出すこととなります (B)。

⁷ 離婚は可能ではあるが、非常に厳格な要件に服するものとされた。

A. 個人主義的願望の充足

6. 現代の個人主義的な願望や要求はすべて、その法的正当化を求めました。といいますか、往々にしてその口実を求めました。具体的には、第一に平等、第二に自由、第三に意思の力です。

7. **平等** 平等の要求は、基本権が重視される時代においては差別禁止原則という形に再定式化され、まずもって、**家族**民法法を変容させました。

1804年の民法典では、カップルの地位についても、子どもの地位と同様に、不平等が際立っていました。カップルについては、男女間の不平等には、2つの側面がありました。一方で、夫が妻を統率し、妻の人格⁸は夫の財産⁹であるかのように扱われました。他方で、父は母の影を薄くしていました。子どもに対する権限が父に属したからです。これは父権（父の権力。puissance paternelle）と呼ばれました。また、子どもが名乗るのは父の氏であり、これは patronymique [訳注：「名字」を意味する言葉であるが、そこに「父の氏」という意味が含まれている] と呼ばれました。子どもについては、自然子の地位に不平等が見られました。第一に、その親子関係の証明が嫡出子よりも困難であり、場合によっては禁止されていました¹⁰。第二に、自然子の権利は、しばしば縮減され、時には存在しないことがありました¹¹。

⁸ これは、ナポレオンが執着していたことである。ナポレオンは、いまだに有名な次のような指示を法典起草者に与えていた。「女性は男性のものである。果実のなる木が庭師のものとなるように」。「夫は妻に次のように言うことができる：だめだマダム、あなたは今夜外出してはいけない、劇場に行ってはならない」。以上を受けて、1804年の民法典第213条は、「妻は夫に服従しなければならない」とし、第214条は、「妻は夫と共に居住しなければならない、夫が住むと決めた場所にはどこでも従わなければならない」と規定していた。

⁹ 既婚女性は、無能力とされ、夫によって代理された。そして、夫婦が法定共同財産制に服する場合には、夫が単独で共同財産を管理運営し、妻の固有財産さえも夫が管理するものとされた。

¹⁰ 単純自然子の親子関係は、嫡出子よりも厳格な要件に基づいてのみ、立証される。嫡出子の場合には可能な出生証書も、身分占有も、親子関係を立証しえなかったからである。姦生子の場合には、親子関係を立証することがそもそもできなかった。

¹¹ 単純自然子の相続権 (les droits successoraux) は半分に縮減され、姦生子の相続権

現在では、カップルにおいても子どもの間でも、平等が承認されています。カップルにおいて夫と妻の平等を実現したのは、次のような一連の法律です。すなわち、家族に関する精神的物質的な共同管理が承認され（1970年）、共通財産制の下にある夫と妻に、その個人財産と同様に、共通財産の管理・処分権限についても等しい権限が与えられ（1965年、1985年）、親権に関して父と母に同じ地位が承認され（1970年）、子に対する氏の承継についても父母双方に認められるようになったのです（2002年、2005年）。子どもに関しては、一連の法律（1972年、1982年、2005年）によって、子の出生状況に基づく区別がすべて撤廃されました。現在では、自然子の親子関係を、嫡出子と同じルールに従って立証することが可能です（以下のB参照）。そして、子ども達が持つ権利は、厳密に等しいものとなっています。この帰結を示すために、「嫡出の(légitime)」とか「自然の(naturel)」という形容詞が、2005年に民法典から消滅しました。もはや「親子関係」および「子ども」という問題しか存在しません。たしかに、子どもの間に、他の区別が生じることがありました。しかし、この区別は、現実的な配慮から生じるにすぎないもので、ヒエラルヒーの精神によるものではありません。たとえば、親権の行使について、子どもの両親が婚姻しているか否か、一緒に生活しているか否かによる区別が導入されるなどです。

以下のことを付け加えておきたいと思います。この平等原則は、公序ではありますが、その範囲を決定するのは、困難な課題であり続けています。妻がその財産の管理を夫に委ねる旨の夫婦財産契約の条項が禁止される（民法典第225条、226条）のは、理解することができます。しかし、欧州人権裁判所がアンドラ公国の最高裁判決を欧州人権条約に反するものとした¹²ことは、理解が困難です。この事例において、アンドラ公国最高裁判所は、婚姻から生まれた子ども達に優越的利益を与えた被相続人の遺言の効力を認めました。[これを欧州人権条約違反とした] 欧州人権裁判所の判断が理解しがたいのは、相続に基づく帰属に関して子どもの間の最低限の平等を保障するには、遺留分があれば十分と考えることができるから

は、(その法的親子関係の立証が例外的に認められる場合には)、扶養料に縮減された。

¹² CEDH, 13 juillet 2004, *Pla et Puncernau c/Andorre*, req. N° 69498/01.

です。

人の法もまた、平等の要請によって支配されており、人の性質に基づくすべての区別を禁止します。この禁止は、今日では、民法典に規定されています。2004年の法律によって加えられた特別な法文である民法典第16-13条は、「何人も、その遺伝的性質を理由として差別の対象にすることはできない」と規定しています。より一般的なものとしては、EU法への適応のための2008年5月27日の法律にも、この差別禁止原則が見られます。すなわち、その第1条は、民族的帰属、人種、宗教、信条、年齢、障害、性的指向、性別を理由とするすべての直接的間接的差別を禁止しているのです¹³。

8. **自由** 個人としての生活および家族としての生活における**自由**の要請は、民法典の新しい規定の多さを説明します。いくつかの自由が民法典に現れているのですが、それらには、新しい自由もあり、単に既存の自由を拡大するだけのものもあります。

▶まず、**複数の家族モデル**の中から選択する自由を挙げることができます。カップルとしての生活を望む者のために、法律は、法的密度が均一ではない3つのモデルを提供します。**婚姻**は、異性カップルに限定され、夫婦に同居、貞操、救護〔経済的扶助〕、扶助〔精神的扶助〕、〔相手方〕尊

¹³ その法文は以下のようなものである。1項「ある民族もしくは人種への、真実のまたは推定された帰属または非帰属、宗教、信条、年齢、障害、性的指向または性別に基づいて、ある者が、他の者が類似の状況に置かれた場合に現にある状態、過去にそうであった状態または将来そうなるであろう状態と比較して不利に扱われている状況は、直接的差別を構成する」。2項「外観としては中立的な規定、基準、実践であっても、第1項に挙示される理由の1つに基づいて、他の者と比較してある者に特別の不利益をもたらすおそれがある場合には、間接的差別を構成する。ただし、当該規定、当該基準または当該実践が、正当な目的によって客観的に正当化され、かつ、目的を実現するための手段が必要かつ適切である場合には、この限りでない。3項「〔以下の行為もまた〕差別を構成する。1. 第1項に挙示する理由の1つと結びついたすべての振舞い、およびある者に対する、その者の尊厳を傷つけ、または威圧的、敵対的、下劣的、屈辱的もしくは侮辱的な環境を作り出す目的もしくは効果をもってなされる性的含意のあるすべての振舞い。2. 第2条によって禁止された行動をとることを何らかの者に命じる事実」。

重の義務を課し、夫婦財産契約において反対の意思を表明する場合を除いて、夫婦を共通財産制に服せしめ、したがって婚姻解消時に財産を分割する関係として位置づけます。**民事連帯協約**（パックス。pacte civil de solidarité）は、当事者に何らの貞操義務も（相手方尊重義務も…）課さず、反対の約定がない場合には、当事者を別産制の下に置きます。最後に、単なる**内縁**（concubinage）は、民法典によって定義されているだけであり、特別な法文（たとえば、居住用建物賃貸借契約に関する法律において、生存内縁当事者は、一定の要件の下で、先に死亡した相手方によって締結されていた賃貸借契約の移転の利益を受けることができますが、このような措置を定める法文）がある場合を除いて、何の権利も義務も発生させません。そして、ここでは、この多元主義がフランス社会に現実に存在する期待に呼応しているということに着目しておかなければなりません。なぜならば、一部の者の予言に反して、パックスは大きな成功を収め、主として異性カップルの間で利用されているからです¹⁴。

▶次に、その**約務から解放**される自由が挙げられます。その容易性は、**パックス**において際立っています。パックスは、一方当事者の一方的意思によって、他方にその決意を通知するだけで解消することができるのです。**婚姻**においては、裁判官による離婚の宣告が常に必要ですが、相互同意離婚の場合には、物事を非常に早く進めることができます。なぜならば、2004年の法改正以降は、たった1回の——数十分の——期日で足りる可能性があるからです。この相互の同意が欠けている場合であっても、離婚を望む当事者は、少なくとも2年にわたる共同生活の破綻の事実確認のみに基づいて、確実に離婚することができます。それゆえ、今日ではもはや、いかなる者にも、脱出したい婚姻に囚人のように囚われ続けるというリスクはないのです……。

▶最後に、**相続に基づく財産移転**における自由を挙げることができます。1804年の民法典においては、非常に厳格な相続公序が存在しました。その主要な構成要素は、遺留分と将来の相続契約の禁止の2つです。ところで、これら2つは、特に2006年の相続法の大改正で、大きく浸食されました。

¹⁴ 若干の数字を挙げると、2007年には、約28万組の婚姻と約10万組のパックスが締結され、パックスのうち、同性同士の間で締結されたものは約1万組である。

遺留分は、無償で財産を処分する自由を抑制するものですが、二重の意味で衰退しています。一方で、尊属から遺留分が取り上げられました。したがって、改正後は、被相続人の父母を相続から排除することが可能です。他方で何よりも、その制裁が緩和されています。というのは、自由分を超える無償譲与の減殺は、この改正以降、価額形態において行う以外なくなったからです。したがって、生前の受贈者は、常に贈与財産を保持することができ、他方で、受遺者は、減殺の補償金を支払うことを条件として、遺贈財産を請求することができるのです¹⁵。

将来の相続契約の禁止は、相続人が、開始されていない相続における自らの権利について取り決めておくことを禁止するものですが、（改正によって）これも衰退しています。なぜならば、改正後は、遺留分権利者は、被相続人の生存中に、特定されたある者に将来与えられるであろう無償譲与の減殺請求権を放棄することができるからです。このようにして、相続が開始前であっても相続を終局的に決済することを可能にする家族協定への扉が開かれるのです。

9. 意思の力（意思の支配） 最後に、人間の意思の力なるものへの信頼、自分自身のために他者として決定することが正統であるとの確信によって、相続法または無能力者制度の一定の改革を説明することができます。

▶相続法については、2つの新しい法律行為を採りあげましょう。1つは、段階的無償譲与（libéralité graduelle）の名の下での補充指定（継伝処分 substitutions）禁止の解除であり、もう1つは、死後に効力を有する委任（死後委任 mandat à effet posthume）です。これらは、人の死後も、生きている人々をその死者の意思の支配下に置くことを可能にする2つの

¹⁵ この改正の実務的な射程は非常に広い。複数の子どもをもつ父は、その内縁相手の女性に、数世代にわたって家族に属していた家宅を遺贈することができる。子どもたちは、被相続人死亡後にそこに住む内縁の女性が支払う一定金額を受け取るだけで満足しなければならない。この改正の理論的射程もまた重大なものである。遺留分は、もはや、その人間的・愛情的側面を持ちながら財産自体を保存することを可能にするものではなく、金銭や小切手を要求することができるにすぎないものである以上、ありふれた平凡なものになる。このため、遺留分制度を擁護するには、以前よりも困難の度合いが増すであろう。

道具です。段階的無償譲与によって、処分者は、同じ相続財産を、2人の者に贈与または遺贈することを認められます。この2人の者は、最初の者が死亡すると2番目の者がその財産を承継するという形で、順々に財産を享受することになります。それゆえ、処分者は、2世代にわたって財産の帰趨を定めるのです。死後委任によって、被相続人は、1人または数人の相続人の負担と利益において、その相続財産の全部または一部の管理を、1人または数人の者に委ねることができます。その結果、被相続人は、相続人が被相続人から手に入れるであろう相続財産から、相続人を離しておくことができるわけです。このような制度がその内容としているものは、自身の亡き後も生き続けるという配慮、墓について指図をする配慮であり、そして、結局のところ、意思的な人間に不可能でないものはない¹⁶という確信なのです。

▶**無能力者法**については、将来的保護委任（mandat de protection future）制度の導入を採り上げてみましょう。これは、ある者が、精神的または身体的能力の悪化によってもはや自分ではできなくなるであろう日に備えて、他の者にその財産の管理、および場合による身上監護を依頼する委任です。このような委任は、自己決定の精神から生じるものです。つまり、自分自身で前もって、後々に必要となりうる保護を調達しておきたいという願望から生じるものです。そこには、無能力者の資産と人格を保護する者として法律が原則的に定める者に対する不信を見出すことができます。つまり、近親者や裁判官に対する不信です。また、このように各人に認められた自分自身の保護を組み立てる権能の中に、無能力者制度の一種の私事化（privatisation）を見出すこともできます。

10. 個人主義的願望にもたらされた満足の程度がいかに大きなものであったとしても、それには、その上位に存在する一定の利益を尊重しなければならないという点での限界が存在します。

B. 上位の利益の保護

11. これらの上位の利益は、個人主義的要求をすべて充足させることを妨げるものですが、それには2つのレベルのものが存在します。1つは、集団の利益であり、その保護は、多くの場合には、実体にかかわるルールに

¹⁶ この表現は、ジャン・カルボニエのものである。

よって確保されます。もう1つは、個人自身の利益であり、その保護は、一般的には、方式に関わるルールによって確保されます。

12. 集団の利益の保護 集団の利益は、アイデンティティすなわち国民としての一体性の維持のために不可欠であると判断された道徳的・社会的な諸価値を確立し、または維持することにあります。禁止法規を定め、ヒエラルヒーを確立することを通じて、集団の利益の擁護が図られます。その数を見れば、フランス社会は、他の西欧社会とりわけ北欧諸国ほど寛容でないことが分かります。

以下で、そのいくつかを例示しましょう。

▶**人の法**においては、民法典は、人体の不可処分性 (l'indisponibilité du corps humain) の原則（16-1条）を厳粛に宣言します。そこから、臓器や人体派生物の提供の無償性という原則（16-6条）が導き出され、生殖や代理懐胎に関する約定の禁止（16-7条）が演繹されます。このようにして、民事秩序が結局のところ商業秩序に帰着してしまうことがないようにしているのです。

▶**家族法**においては、フランスの立法者は、同性カップルを、異性カップルと同視することを拒絶し、同性カップルに対して婚姻、養子縁組、生殖補助医療を禁止します。加えて、立法者は、婚姻に対して特別の価値を与えるという態度を維持しました。すなわち、立法者は、一方では、婚姻をパックスの上位に位置づけ、パックスが一方当事者の婚姻によって自動的かつ即時的に解消するものとしています。立法者は、他方で、有責離婚を維持することによって、[夫婦に課される]義務を強調しています。今日の有責離婚は、無責配偶者に、以前のように物質的恩恵を与えるものではありません。それは、無責配偶者が、良い行いの証明[落度はなかったという証明]による精神的充足を得て、婚姻から出て行くことを可能にするものになっています。親子関係に関しては、立法者は、近親相姦のタブーを明示し続けています。すなわち、近親間から生まれた子どもの親子関係が父母双方に対する関係で確認されることが禁止され、一方の親子関係が設定されると、他方の親子関係は立証することができなくなるのです。最後に、相続法の領域については、立法者が遺留分制度を維持していることを挙げましょう。遺留分制度は、たしかに弱められてきてはいるのですが、家族的価値の名の下に、所有者が自己の財産を処分する自由を制

限するのです。また、立法者は、生存配偶者に遺留分を与えることによって、その領域を拡大すらしめています（2001年）。

これらの価値を守るのは、多くの場合には困難です。多くの国がそれをすでに放棄しており、フランス人は、それらの国に簡単に足を運ぶことができるからです。たとえば、パートナーを持たずに生活をする者や同性カップルを形成して生活する者にはフランスでは生殖補助医療が禁止されているわけですが、そのようなフランス人の多くが、生殖補助医療を受けるためにベルギーに行っています。また、多くの不妊カップルが、代理母サービスを利用するために、カリフォルニア州に行っています。しかし、破産院は、それなりの決意をもって、公序を援用することによって、カリフォルニア州での代理懐胎によって生まれた子どもに関して合法的に作成されたアメリカの出生証書を、フランスの身分登録簿に転登録することに対し、検察官が無効訴権をもつことを承認しました¹⁷。しかし、このような公序の保護は、時折、EC司法裁判所によって弱体化されています。EC司法裁判所は、サービス流通の自由の名において、ある構成国が、一定の行為の妨害を行うことを禁止するのです。たとえば、(アイルランドにおける中絶のような)自国の禁止する実践について、それを許容する構成国に本拠を置くサービス提供者が自国の領域内で広告を行うことを妨害することは認められないのです¹⁸。

13. 個人の自分自身の判断からの保護 個人に優越的利益が与えられると、時として、個人に承認される自由の行使を枠付けることによって、個人を自分自身の判断から守るという帰結が導かれます。フランス法は、ここでも、大陸法の伝統に忠実であり続けています。大陸法の伝統は、法的安定性を重要視し、軽はずみな約務を予防することができるように、しばしば、方式主義(formalisme)を課すのです。ある行為の禁止が解除されたり、新しい行為が提案されたりしているといっても、それは、絶対的自由を意味するものではありません。そこでは、公証人や裁判官の介入が必要なものとされ、個人が、正式な情報提供を受け、原因を知って契約する

¹⁷ Cass. 1^{re} civ., 17 décembre 2008 : Bull. I, n° 289.

¹⁸ CJCE, 4 octobre 1991, *The Society for the Protection of Unborn Children v. Grogan*, aff. Civ. 159/60.

ように配慮がなされているのです。

いくつかの例を挙げてみましょう。生殖補助医療への同意は、公証人または後見裁判官の面前で与えられなければなりません。死後委任は、公正証書によって申し込まれ、かつ、承諾されなければなりません。将来的保護委任は、当事者のみが署名しているにすぎないか、弁護士が副署しているか、公証人が受理しているかに応じて、発生する効果が増加していきます。遺留分減殺請求権の事前的放棄は、2人の公証人の前でなされなければなりません。公証人は、（とりわけ、両親の子どもに対する）影響力の濫用を防ぐために、減殺請求権放棄者の同意を、他に誰もいないところで得るようにしなければなりません。

14. 以上をまとめると次のように言うことができます。今日の民法典を読むと、フランス社会は、個人の生活および家族の生活の視点から見て、かつての拘束の大半から自由になり、各人がその個人的願望を広く充足させることができる社会であるように見えます。しかし、それはまた、一方では、集団的諸価値の表現である諸原則や禁止が残存している社会であり、他方では、個人をその者自身の判断から守るために、獲得された自由の行使を方式主義が粹付ける社会でもあるのです。

II. 経済的生活

15. 民法典外での諸改正の重要性 民法の観点からは、経済的生活は、契約と所有を巡って組織されます¹⁹。

ところで、民法典を読むと、契約者および所有者の状況は、2009年と1804年のものとで、それほど変わらないように思われます。その理由は、経済民法〔取引民法〕にあてられる部分において、民法改正は、2006年に改正された担保法を除いて、なおなすべきものとして残っているというところに求められます。現在の契約法と所有法の発展は、民法典の外で起きています。すなわち、契約法にとっての消費法典や所有法にとっての都市計画法典といった他の法典において、1989年7月6日の賃貸借契約に関する法律のような法典化されていない重要法律において、また、濫用的と判断す

¹⁹ 及び民事責任：後掲（段落番号）22参照。

る条項を無効にする権限を裁判官に認めたり、契約当事者の一方による不履行の場合に相手方に当該契約を一方的に解除する権能を認めたりする大胆な判決²⁰に基づく判例において、発展が見られるのです。しかし、債務法および財産の法に関わる重要な改正準備草案が検討されており、それが採択される場合には、民法典に、経済民法〔取引民法〕に忠実でもあり新しくもあるイメージを再び与えることになるでしょう。

これらの過去になされ、または未来になされうる改正の精神は、2つの要請を両立させるところにあります。経済的効率性（A）と社会的正義（B）です。

A. 経済的効率性

経済的効率性の要請から、迅速性の増大（1）、契約上の均衡という新しいアプローチ（2）、そして企業への特別な配慮（3）という3つの帰結が導かれることになります。

16. 迅速性 経済的効率性の要請は、まず、迅速性増大の確保を目的とする諸規範に現れています。この迅速性の増大は、権利の取得や行使の局面において問題となり、それと同様に、法的状态の設定や解消の局面においても問題となります。

実際に、交換の増大や、人々の流動性、新しい情報伝達技術に由来する様々な理由によって、ビジネスのリズムが加速される傾向にあります。「時は金なり」という言葉が、ビジネス界で好んで語られます。この物事の流れを速めようという配慮が、民法典に近年導入された多くの規範に対して、着想を与えているのです。2つの例を見てみましょう。

▶ 財産の法および物的担保法においては、新しい不分割制度によって、一定の要件の下で、かつては全員一致を必要とした管理行為（2006年以降）または処分自体（2009年以降）について、今後は3分の2の多数で行うことが可能になりました。これによって、積極財産の管理における膠着状態を回避することが可能となります。さらに、新しい物的担保制度は、流担保条項を有効なものとししました。債権者は、この条項に基づいて、借主の借入金を支払いに代えて、担保の対象となっている財産の所有権を取得することができます。これによって、時間と差押費用を節約することが

²⁰ 前注2参照。

可能となるのです。

▶ **債務法**においては、新しい**時効制度**（2008年）が設けられ、普通法上の30年の時効期間を6分の1に、つまり5年としました。また、時効停止または中断原因の効果を時間において制限する最長期間を設けました。**電子取引**は、脱物質化された証書を備えるようになりました。これはそのテンポの迅速化に好都合です。今日では、公署証書と同様に私署証書も、区別なく、紙媒体または電子媒体で作成することができます。これは、単に証拠として用いられる場合について妥当する（2000年以降）だけではありません。それは、法律行為の有効性のために要求される場合についても、同様なのです（2004年以降）。**契約法**に関する改正準備草案は、すでに判例によって打ち立てられた新たな法理²¹を法律で規定するものであり、**不履行に陥った契約の一方的解除**を認めています。これは、裁判官を排除することによって、債権者に、時間と金をさらに節約することを可能にするものです。同草案は、契約当事者の一方に、他方当事者が基本的債務を履行しえないことが明らかであるときは、履行期前であっても契約を一方的に解除する権限を認めています。履行不可能を期限前に予測することによって、その者は、待つことなく、新たな契約関係に入る可能性を提供されるわけです。

17. 契約上の均衡という新しいアプローチ この新しいアプローチは、単に主観的観点からだけでなく、経済的観点から契約上の均衡を理解するものです。換言すれば、バランスのとれた契約は、以前と異なり、当事者の共通意思を反映させたものでは必ずしもなく、経済合理性に合致するものであると考えるのです。2つの例を見てみましょう。

第一の例ですが、契約法に関する改正準備草案は、1995年の判例変更²²を承認し、財や役務の供給に関する枠契約において、**価格の一方的決定**を認めています。このことは、正当価格を引き出すために市場と自由競争の作用に対して信頼を置いていることを示しています。第二の例を挙げますと、改正準備草案は、その費用が明らかに不合理である場合には、**契約上の債務の現物での強制履行原則が排除されう**ることを規定しています。一定の

²¹ 前注2参照。

²² Cass. ass. plén., 1^{er} décembre 1995 : Bull. ass. plén., n° 9.

経済合理性の名において、債務者は、現物履行が自身にとってあまりに重荷となった債務から、補償支払いを条件として自らを解放することを認められるのです。改正準備草案が帰着するのは、このような考え方です。

18. 企業への配慮 この配慮（または優遇）は、とりわけ相続法に現れています。

1804年の民法典は、所有者の死亡に際してその財産の帰趨を決定するにあたり、財産の間にいかなる区別を設けることも拒絶していました。民法典は、相続財産の単一性という有名な原則を打ち立てました。この原則に従えば、「法律は、財産の帰属を定めるにあたり、財産の性質も由来も考慮しない」（ナポレオン民法典732条）のです。これは、企業が分割されたり、能力を欠いた承継者に帰属するリスクを避けるためでした。今日、1938年〔優先分与制度の創設、尊属分割における分割自由の承認〕に始まり、2006年〔相続法の全面改正〕に全面化する進化の到達点として、企業は、——その性質がいかなるものであれ、つまり農業、商業、製造業、手工業、自由業のいずれであるかを問わず——その企業主の死にかかわらず存続することを確保するために、特別な配慮の対象となるのです。2つの手法を指摘することができます。第一は、すでに古株となった手法ですが、**優先分与**（*l'attribution préférentielle*）です。この制度は、最適な相続人への企業承継を可能にするものです。2006年改正は、これに2つの大きな改革を加えました。一方で、2006年改正法は、企業活動の遂行またはその構造再編〔リストラ〕に必要な一定の行為を列挙し、これらを、相続の黙示の承認とされることなく実施しうるものとししました。この結果、相続人は、相続債務について無限に義務を負う危険を避けて、企業活動を実施することが可能となります。第二に、先に挙げたものですが（n° 9参照）、2006年改正によって創設された**死後委任**を挙げることができます。これによって、能力のない相続人による管理がたまたま生じてしまうような事態から企業を保護することが可能となります。

強調しておかなければならないのは、ここで法律が企業を考慮しているのは、積極相続財産の一要素としてではなく、私的資産の構成要素としてでもなく、経済活動の細胞として、つまり一般利益としての性格を提示する財、雇用の供給者、財やサービスの生産者としてである、ということです。以上に指摘した諸措置は、経済政策の民事的な道具なのです。

B. 社会的正義

この社会的正義への配慮は、まず契約法において、次いで財産の法において、確認することができるでしょう。

19. **契約法：道徳的・人間的な所与の位置** 契約法領域における社会的正義の配慮については、2つの側面を挙げることができます。第一の側面は、契約法が**道徳および人間的な所与**に対して一貫して与えてきた位置に示されています。

たとえば、債務法改正準備草案は、以下の制度の確立を提案しています。第一は、契約前の情報提供義務および詐欺的沈黙による契約の無効であり、これは判例によって長期に亘って承認されてきたものです。第二は、経済的強迫〔暴力〕を理由とする無効であり、これは破毀院によって2000年に承認されたものです²³。第三は、予見（imprévision. 事情変更）に基づく契約の再交渉義務です。これは、1992年に、同じ破毀院によって、「誠実性」の要請の名において課されたものです。予見〔事情変更〕を理由として裁判によって契約を改定することは、判例上、頑なに拒否されているわけですが、再交渉義務は、この硬直性を緩和する意味を持つこととなります²⁴。

さらに、改正準備草案においては、ある新しい規範が経済的要請によって説明される場合であっても、社会的正義によってその射程が緩和されるに至っています。たとえば、供給者は、先に述べましたように、一定の場合には、価格を一方的に定める自由をもつわけですが（n°17参照）、当該価格に異議が申し立てられた場合には、当該価格についての説明義務を負い、その自由を濫用したと認められる場合は、その責任を問われ、契約が

²³ Cass. 1^{re} civ., 3 avril 2002 : Bull. I, n° 108 : 「個人の正統な利益を直接に脅かす害悪への恐れから利益を得るためになされた経済的依存状況の濫用的利用は、強迫〔暴力〕によるものとして、その同意を無効にすることができる。」

²⁴ 債務法改正準備草案によれば、予見不可能な状況の変化が契約上の不均衡を引き起こすとき、たとえば、当該契約の履行が契約当事者の一方にとって過剰に費用がかかるものとなるときは、その一方当事者は、当該合意の再交渉を相手方へ求めることができる。誠実義務（le devoir de bonne foi）によれば再交渉が必要となるにもかかわらず、相手方がこれを拒絶する場合には、裁判官は、その制裁として、当該契約を予見を理由として解除することができる。

解除される危険を覚悟しなければなりません。同様に、契約を一方的に解除された契約者は、裁判官の前でその正統性を争うことができ、当該異議申立に理由がある場合には、裁判官は、契約の履行の続行を命じることができ、場合によっては、無資力状態の債務者のために猶予期間を与えることができます。

20. **契約法：個人間の分化** 契約という領域での社会的正義の配慮の第二の側面は、**その性質による個人間の分化**に現れます。

1804年の民法典は、抽象的な権利の平等を重視するあまり、経済的次元における²⁵個人間のすべての区別を無視していました。そして、一方契約者と他方契約者の間に優劣をつけないという公準から出発していました。その結果、同じ規範がすべての者に適用されなければならませんでした²⁶。これに対して、今日の民法は、具体的な、事実上の平等を重視し、その条件によって個人間を区別します。あるときは消費者と事業者との間を、あるときは私生活において行為する者と職業生活において行為する者との間を、あるときは自然人と法人との間を区別しています。いずれも、前者に保護が与えられ、後者にはその保護が必要ないと判断されています。

この保護は、様々な方法で表明されます。

▶ **方式の領域**については、しばしば、契約締結のリズムを遅くする方法が採られます。法律は、熟慮期間を課し、撤回可能な期間を与え、一連の情報を含む文書を交わすことを義務づけ、または手書きでの記載を強制します。時の流れ、儀式の遂行、大量の情報提供から、契約締結に関して熟慮することが期待されているのです²⁷。

²⁵ 家族の次元ではこれと異なる：上掲（本文）I 参照。

²⁶ この平等主義的な配慮は、民法典第2324条〔現行。ナポレオン民法典原始規定では第2095条〕が先取特権に与える定義にも現れていた。法律は、債権の性質を理由として債権に優先権を付与するのであり、債権者の性質を理由とするのではないのである。ここで採用されているのは、事物の性質という理由（*ratione materiae*）であり、人の性質という理由（*ratione personae*）ではない。

²⁷ 判例は、法律のさらに上をいっている。すなわち、契約撤回権（後悔する権利。Droit de repentir）を行使する消費者は、裁量権を行使しているのであって、それが濫用とされることはないと判示するのである。その結果、その悪意を立証しても無意味ということになる。消費者は、具合が悪くなった約務から解放されるのであ

▶**実体**の領域については、一定の約務または一定の契約条項を禁止することによって保護がなされています。他にも増してそれを確認することができるのは、担保法の領域です。2006年の担保法改正は、債権者がその担保について当然に期待することができる効率性と、無資力状態にある債務者が法律について期待することができる保護との間の等しいバランスを保つよう努めました。その例として、独立担保 (la garantie autonome) を挙げることができます。この担保は、保証よりもずっと厳格な人的担保で、消費者金融については用いることができないのです。流担保条項 (le pacte comissoire) は、担保に供された不動産が債務者の主たる居所である場合には、無力化されます。住宅への権利が、迅速すぎる担保の実行を排除するのです。

実体の領域についてはまた、法律の保護は、時として**特別な権利の承認**または**不履行の場合のサンクションの緩和**という形で示されています。保証がよい例です。事業者たる債権者（実際には、銀行）に対して保証人となった自然人は、債権者から情報提供を受ける権利を付与されています。この情報提供は、債務者の不履行がある場合には直ちに、そして保証の対象となる債務額については定期的に、なされることとなります²⁸。加えて、主債務者が義務を怠る場合には、保証人は債務者に対して担保の義務を負うこととなりますが、その場合であっても、法律によってその額が定められる収入の最低額を奪うことはできないものとされています。

21. 財産の法：所有権行使の制限 社会的保護の配慮は、財産の法に関する改正準備草案が所有権行使に付与した諸制約にも現れています。2つの例を挙げることにしましょう。

第一点ですが、改正準備草案は、所有権を「物および権利を使用し、収益し、処分する、排他的な永続的権利」と定義し、所有が「その名義人に、所有を規制する法律の留保の下で絶対的権能を与える」（534条）と規定し

て、それは、消費者がその行為の意味を完全に理解していた場合であっても同様である（V. Cass. 2° civ., 7 mars 2006 : Bull. II, n° 63, dEUx arrêts）。

²⁸ 保証人はまた、他方で、合意文書（convention）に署名する際に、保証人を保護する目的で設けられた形式主義の恩恵を受ける。

ています。その上で、判例法理²⁹は、20世紀初頭から、所有権の名義人が他者を害する意図において所有権を行使する場合には、所有権に関する**権利濫用**として制裁を受けることを承認しているわけですが、改正準備草案は、そのような判例を法律上承認しようとしているのです。すなわち、「何人も、他者を害する意図において、その所有権を行使することができない」（535条）との規定を設けています。改正準備草案は、第二に、越境建築の被害者である所有権者の権限を制限しています。この所有権者に越境建築の取壊しを請求することを認める現在の判例を再検討することまではしていませんが、同草案は、取壊しの訴権を、一定期間（当該越境建築を知ってから2年間、遅くとも工事の完成後から10年間）に限定するのです³⁰。そのために要求されるのは、越境建築が最小限のものであり、かつ、故意によるものではないこと、です。

22. 民事責任法：賠償に対する権利の拡大 フランス社会の変容を受けた経済面での民法改正の概観を締めくくるにあたって、簡単にでも、民事責任法に言及すべきでしょう。1世紀以上にわたり、大胆な判例および革新的な法律によって民事責任法が経験した進化の多くの部分を説明するのは、まさに社会的正義への配慮です（しかし、保険の発達という事情もあります）。過去について言えば、1985年に制定されたある法律が、自動車交通事故の場合に自動的に賠償するシステムを構築しました。そして、1998年の別の法律が、EC指令を国内法化することによって、欠陥製造物の無過失責任〔フォートなしでの責任〕という制度を完成させたのです。今後のことについて言えば、民事責任法の改正準備草案は、自己の監督下に置く物や人の所為についての責任という一般原則や、身体的損害の賠償を排除したり制限したりするすべての約定の無効といった、判例による重要な解決を法律で承認するだけでなく、子会社の所為についての親会社の責任、環境に対する損害の賠償、懲罰的損害賠償の導入、身体的損害の賠償に対する権利を減少させる要件として被害者側に重大なフォートを要求するといった、注目に値する改革をも提案しています。このような規定

²⁹ Cass. req., 3 août 1915, *Clément-Bayard* : DP 1917.1.79.

³⁰ この期間が経過すると、相隣者の双方は、裁判官に、補償金支払いを条件とする所有権移転を請求することができる。

を提案したうえで、それと並行して、この同じ改正準備草案は、被害者に損害軽減義務を課すなど、フランス法の均衡への配慮を示す諸規定もまた含んでいるのです。

23. 結局のところ、今日の民法典、または今後なされるであろう改正を経た民法典は、それ自体、実際は、フランス社会が重視し、フランスの文化がそれに印されるところの、均衡性の反映であるように思われます。その歴史の過程で、フランスは、しばしば、今日は革命を愛し明日は秩序を愛するというように、両極端のもの間のバランスをとってきました。しかし、フランス法が花開き、それらの価値を発達させるのは、まさにその中庸においてです。そして、とりわけ今日において良いこととして求められるのは、民法典が、個人的・家族的次元においても、経済的次元においても、幸せで豊かに暮らしたいという個人的欲求と、社会集団のアイデンティティおよび一貫性の保持にとって必要な（道徳的・社会的そして）集団的な利益とを、両立させようと努めることなのです。

※ 本稿は、2009年11月20日に北海道大学法学研究科において開催された GCOE 全体研究会におけるミシェル・グリマルディ教授の講演原稿を日本語に訳したものである。訳出にあたっては、指導教員である吉田克己教授に拙訳の添削をお願いし、文章によってはほぼ全面的に修正していただいたものもあった。限られた時間の中で綿密なご指導をいただいたことに謹んで御礼申し上げます。また、名古屋大学でのグリマルディ教授の講演において通訳を担当された石井三記教授からは、条文番号の誤りという重大な指摘をいただいたほか、同教授により分かりやすく改訂された翻訳を本訳の参考にさせていただいた。さらに、大阪大学・齋藤由起准教授、慶應義塾大学・金山直樹教授からは、担保法・保証法に関し、訳語についてのご指摘をいただいた。三先生にも心から感謝申し上げたい。